

藤沢市市内ネットワーク基盤更新に係る

公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者（以下「提案者」という。）を対象に行う。

- (1) 「藤沢市市内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める応募資格要件を全て満たしていること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出していること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成していること。

2 審査概要

審査は、価格点、書類審査評価点、評価委員評価点の総合計点で競うものとする。

3 評価点算出方法

(1) 価格点

見積金額について、評価委員が次の計算式に基づき点数化する。

【計算式】

$$(1 - (\text{提案見積金額} \div \text{提案上限金額})^{10}) \times 2,000$$

【配点上限】 2,000点

※計算された価格点に端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

(2) 書類審査評価点

各提案者の実績等を次の書類審査評価項目に基づき、評価委員が点数化する。

【配点上限】 1,000点**【書類審査評価項目】**

書類審査の評価項目を次のとおり設定する。

詳細は別紙「藤沢市市内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル審査評価基準」書類審査評価項目のとおりとする（採点表は非公開とする）。

ア 市内ネットワークの構築、保守実績

イ 神奈川情報セキュリティクラウドへの接続実績

- ウ 無線アクセスポイント設置敷設の実績
- エ 構築体制
- オ サイジング

(3) 評価委員評価点

評価委員評価項目に基づき、評価委員が各提案者の提案書及びプレゼンテーションの内容を点数化する。

【評価委員評価項目】

評価委員の評価項目を次のとおり設定する。詳細は別紙「藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル審査評価基準」評価委員評価項目のとおりに（採点表は非公開とする）。

- ・事業全体方針
 - ア 本業務にあたってのコンセプトや特徴
- ・基本事項
 - ア 構築スケジュール
 - イ 移行設計
- ・システム概要
 - ア 提案システムの概要
 - イ システム構成
 - ウ システムの操作性
 - エ システムの耐障害性
 - オ ネットワーク構成変更の簡易化
 - カ ネットワーク構成確認の簡易化
 - キ セキュリティ対策
 - ク 今後の拡張性
- ・保守、サポート体制
 - ア 保守体制
 - イ 障害時等の対応
 - ウ サポート体制

提案書及びプレゼンテーションの評価についてはAランクからDランクまでの4段階評価とし、評価の計算については次の表のとおりとする。

【計算式】

各評価項目の配点×評価係数＝評価委員評価点

【配点上限】 7,000点(各評価委員評価点の合計)

評価係数については次の表のとおりとする。

【評価区分】	【評価係数】
Aランク 優れている	1.0
Bランク やや優れている	0.7
Cランク やや劣っている	0.3
Dランク 劣っている、又は、記述がない	0.0

4 審査手順

- (1) 実施要領で求めるプロポーザル参加資格を有することの確認を行う。
- (2) 書類が適正であることの確認を行う。
- (3) 実施要領に基づき一次審査を行う。一次審査については、書類審査評価点の上位3者を選定するものとする。書類審査評価点と同点の場合、見積金額が安価な提案者を選定する。
- (4) 一次審査通過者はプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価委員は提案書及びプレゼンテーションの内容について評価を行う。
- (5) 二次審査は、価格点、書類審査評価点、評価委員評価点の総合計点で競うものとする。総合計点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。総合計点と同点の場合、見積金額が安価な提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 交渉により導入が見送られた場合は、次点者を優先交渉権者とする。
- (7) 優先交渉権者は、各評価点の総合計点が6割以上であることを条件とする。

以 上